

# 令和6年度 監査等実施計画【概要版】

## 1 基本方針

監査等を実施するにあたっては、地方自治法第199条、第233条、第235条の2、第241条、地方公営企業法第30条及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条、第22条に基づいて実施します。

その趣旨は、地方自治法第2条第14項及び第15項に規定するように、市の事務が「住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を挙げているか、また、常に組織及び運営の合理化に努め、規模の適正化を図っているか」を究明することにあります。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第1条に規定するように、「地方公共団体の財政の健全化が図られているか」を究明することも目的としています。

## 2 年間実施計画

令和6年度の監査等実施予定は下記のとおりです。

### ○定例監査・行政監査

市民協働部	市民自治推進課、自治振興事務所（新城・千郷・東郷・舟着・八名・鳳来中部・鳳来南部・鳳来北西部・鳳来東部・作手）、市民課、環境政策課、生活環境課、公共交通対策課
健康福祉部	福祉課、高齢者支援課、保険医療課、こども未来課（こども家庭センター）、健康課、地域医療支援センター（地域医療支援室、訪問看護ステーション、しんしろ助産所）、作手診療所、こども園（千郷東、千郷中、千郷西、長篠、鳳来、山吉田、大野）、おおぞら園
経営管理部	総務企画課、医事課（医療情報室）
会計課	会計課
消防本部	消防総務課、予防課、消防署
教育部	教育総務課、学校給食課、学校教育課、生涯共育課、中学校（千郷、作手）、小学校（新城、舟着、鳳来寺、作手）
鳳来総合支所	地域課（本庁各課に併せて実施）
作手総合支所	地域課（本庁各課に併せて実施）
監査委員事務局	監査委員事務局

### ○財政援助団体等監査

市が補助金、交付金、負担金等を支出している団体及び公の施設の指定管理者を対象とし、必要に応じて団体を選定。

### ○決算審査

令和5年度 各会計歳入歳出決算、基金の運用状況等の決算審査

令和5年度 各公営企業会計決算の決算審査

令和5年度 決算に係る財政指標の審査